

まえばし環境家族実施関連業務委託事業者選定審査委員会設置要綱

（設置）

第1条 まえばし環境家族実施関連業務のプロポーザルの実施に関して、適正かつ公平に審査を実施するため、まえばし環境家族実施関連業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1）まえばし環境家族実施関連業務委託プロポーザル審査に関すること。
- （2）その他必要な事項。

（組織）

第3条 審査委員会は、委員4人以内をもって構成する。

- 2 審査委員会には、委員長1人を置くものとし、事務局が指定する。
- 3 委員の任期は、審査委員会の業務終了時までとする。

（会議）

第4条 審査委員会は、必要に応じ委員長が招集する。ただし、書面による開催を妨げない。

- 2 審査委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席委員の合議により決するものとする。

（意見聴取）

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に、専門的事項に関し学識経験を有する者その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委員の責務）

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、まえばし環境家族実施関連業務企画提案に応募しようとする者に対し、便宜供与等を図ってはならない。
- 3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、本市が公表、又は審査委員会が公表した情報については、この限りでない。

（審査結果の公表等）

第7条 審査委員会の会議は、非公開とする。

- 2 審査委員会は、審査の経過及び結果について、公表する事項、時期等を自ら決定し、公表することができる。

（事務局）

第8条 審査委員会の事務局は、環境部環境政策課が行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。